

令和3年度第4回文京区文化財保護審議会 要点記録

*日時	令和4年1月12日(水)午後6時～午後7時00分
*場所	教育委員会室
*次第	I 開会 II 議題 文京区指定文化財の指定について III その他 IV 報告事項 V 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員(谷川章雄、藤井英二郎、副島弘道、佐藤信、岩淵令治) 事務局(松永教育推進課長、川口文化財保護係長、臼井文化財保護係主事、町田文化財調査員)
*傍聴者	0人
*資料	資料第1号 文京区指定有形文化財 指定説明書(案) 資料第2号 文京区指定文化財(有形文化財)の指定について(建議) 資料第3号 今後の予定について 資料第4号 国登録有形文化財への登録について

I 開会

II 議題

1 文京区指定文化財の指定について

事務局が資料第1号に基づき、指定説明書(案)の説明を行った。

《会長》 それでは何かご質問・ご意見等がございますか。

《委員》 「年代」の項目について、「近世」という言葉か、それとも「江戸時代」といったほうがよいのでしょうか。今の説明を聞いてお寺の創建を考えて、「江戸時代～」の方がよいのではないのでしょうか。例えば仏像等が出たときは、「江戸時代」という言い方もするので。

もう一点ですが、概要をお書きになっており、詳しい目録もありますが、概要説明の中に目録のことは何も触れられていないので、概要に目録があることを記述した方がよいと思います。

《会長》 ではまず、「近世」か「江戸時代」であるかというところですが、これはどうですか。今までの慣例もあるかもしれませんが、慣例が正しくない場合もあるので、明確に江戸時代であるなら、江戸時代であるという考え方もあります。ご意見ございますか。

《委員》 仏像等、安土桃山時代か江戸時代か限定できない場合に、両方含めてつい「近世」といってしまうが、今回の場合、安土桃山時代に入る文書は確かなかったと思います。

- 《事務局》 どちらで書くべきか悩む部分で、特に文京区の今までの慣例として、いわゆる時代区分を詳しくは定めていません。戦国時代や江戸時代や室町時代とか時代で区切るのかという慣例は特段ございません。「年代」で書いた場合には、「近世」、「近代」という書き方をしている、「江戸時代」、「大正時代」とする場合は、この項目を「時代」にしています。
- 《委員》 もし「時代」にするのであれば、大正時代等の時代で揃えた方がよい。近世がいつからというのは長い間議論されており、太閤検地からというのが優勢ではあるが、織田信長もいれる見解もあり、未だに決着がついていません。ですので、明確でないときは、これでいいのかもしれませんが。確かに創建は寛永なので「江戸時代」といってもいいのですが。先例にならなくてもいいのではないですか。もし時代であれば近代から大正時代でどちらかに揃えないといけないと思います。
- 《事務局》 最初と終わりの時代の幅が明確ではないため、江戸時代で決まっているならそちらで書いた方がいいということでしょうか。
- 《委員》 それだけではありません。例えば今回の場合は、近世から近代であるが、もしこの文書の中に室町時代のものが含まれているとしたら、その時は中世からといってしまうと、あまりにも不明瞭になると思います。中世からというと鎌倉から大変長い間のものを年代とすることになるので、なるべく限定できる範囲でいったほうがいいと思います。「年代」で書くのか「時代」で書くのかというところでは、普通は時代と書いて、その時代を限定できない場合は、中世とか近世とかで書きます。特にこだわらないので、このままでいいのですが、今後の参考にしていただければと思います。
- 《委員》 今までの例だと建議文としてありますか。
- 《事務局》 阿部家資料の時は、「近世～現代」にしています。
- 《委員》 慣例として申し上げますと、近世文書等の言い方もするので。
- 《事務局》 今までもどちらにするかはかなり悩みました。
- 《会長》 (10) 指定基準の(5)のところに「近世及び近代の古文書」と書いてありますよね。なので、これでよい気もします。要するに、その指定基準の中に「近世」文書という概念があるので。年代がクリアなので、それをとるべきという考え方もあるのはよく分かりますが、近代をやっぱり時代にしなきゃいけなくなると、これは結構ややこしいですよ。今後、増えてくる可能性があるんで、そこのところでもまた時代を変えなくてはいけなくなります。その時は変えればいいのですけれども。いかがでしょうか。
- 《委員》 確認なのですが、1ページ最初の宝永年間の検地帳原本というのは、この間こちらで見せていただいたのは写しだったような気がしたのですが、原本も別にありますか。
- 《事務局》 あれは原本であり、写しだと思われたのは最後見た奥書のところだと思います。

- 《委員》 奥書だけが写しでその前の部分は原本、承知いたしました。
- 《会長》 いかがでしょうか、原案の通りで、おおきな問題はない、指定基準にもそのように謳ってあるのでよいと思いますが。
- 《委員》 今後は意識した方がよいですが、今回は原案通りでよいです。
- 《会長》 もう1点はどうですか。
- 《委員》 目録を別添の資料のようにする。それぞれの自治体によって異なりますが指定説明書にはこのリストのことが触れられていません。そうするとこのリストの存在がわからなくなってしまうので、どこか1行入れた方が後のためになるのではないのでしょうか。区によっては細かいのも全部合わせてこの作品の資料であるということにしているところもあります。
- 《委員》 参考文献にこれが入るとか、本当は印刷していただいた方がよいと思いますが。
- 《事務局》 阿部家資料の時はリストを別添として付けていなかったが、入れるとしたら員数1,229点のところの内訳というかたちにして、リストは別紙にするとか。
- 《委員》 「【別紙】麟祥院文書目録」というタイトルがついているので、それを今おっしゃったように、参考文献のところこれがあるということを書けば問題ない。
- 《会長》 結局この写真も一緒に、添付されるようなかたちで指定説明書になるのですか。今まではあまり確認してこなかった。目録も含めて指定説明書なのか。
- 《事務局》 前回の阿部家資料の時には、目録も含めて指定説明書であるというかたちはとっていません。
- 《会長》 員数は分かっているけど何を指定したか分からなくなるのは、後々ちょっと恐ろしい。点数だけになりかねない。今回は、この指定説明書の中に文書目録があるということを書かせるか、あるいは参考文献の方に入れるかしておかないといけないかなと思います。いかがでしょうか。
- 《委員》 おっしゃるとおりで、今後増える可能性があるから1,229点分についての目録とする。参考文献に書くときは、今後追加分の可能性があるから、1,229点分というのが分かるようにしておくべきだと思います。
- 《会長》 「員数」の項目に、「1,229点（別紙参照）」にして、それで別紙を添付する。何が指定されたものかというところは公式のデータの中にちゃんと残しておくべきなので、例えば「員数 1,229点（別紙参照）」にすれば、その別紙を今回の目録として位置付けて、この説明書の一連のものであるとするほうが、文書の保管からいってもいいと思います。いかがでしょうか。
- 《事務局》 例えば文末とかに、なお員数の1,229点は別紙麟祥院文書目録のとおりであるというような文章を入れるのはいかがでしょうか。
- 《会長》 それでもいいと思います。ただし麟祥院文書目録という名称は、これについての目録だということ。今後増えていった場合にも同じタイトルになる可能性があるから、別紙というのは言っておかないといけないですね。特定ができるようにしておいた方がいいと思います。今後はやはり増えていく可能性があるから、別紙参照というのがわかるようなスタイルの方がよいと思います。

- 《委員》 会長がおっしゃったのは、別紙というのがこの目録を限定するという意味で別紙にするということでしょうか。
- 《会長》 その通りです。どうでしょうか、文末の方に入れるか、員数のところに括弧書きにした方が分かりやすいでしょうか。
- 員数のところで（別紙参照）にしたらいかがでしょうか。そうすると一番シンプルだと思います。今後も、何を指定したのかがわかるような形に指定説明書をしていくことを心掛けてやっていくことが大事です。よろしいでしょうか。ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。
- 《委員》 本文3行目の領地ですが、駒込村と柏木村のほかに、領地の村はもう1か所ありましたか。
- 《事務局》 2か所あるのですけれど。下板橋村と角筈村です。
- 《会長》 他に何かありますでしょうか。
- 《委員》 朱印状の話で、「朱印状原本は残らないが、作成年代の異なる写本が複数ある」というところですが、後の方の写本というのは、状物を写して冊子体にしたもので、状物の状態の写本はないのですか。
- 《事務局》 あります。ただ状物の状態の写本は今回の指定分には入らない。追加分に入ってきます。
- 《会長》 他にいかがでしょうか。それでは本件は文京区教育委員会に建議するというので、お諮りをしたいと思いますが、ご異議はございますか。
- （承認）
- 《会長》 では資料第2号ということでご承認いただきたいと思いますが、ご異議はございますか。
- （異議なし）

III その他

指定に向けての今後の予定について、事務局が資料第3号に基づき説明を行った。

- 《会長》 それでは何かご質問・ご意見等はございますか。
- 《委員》 文書は現在歴史館でお預かりしているのですか。お寺でお持ちですか。
- 《事務局》 お寺の方にあります。
- 《委員》 指定文化財について区民に見てもらうために展示等は考えておりますか。
- 《事務局》 今後検討していく必要があると思います。
- 《委員》 せっかく立派な目録を作成しているので、ふるさと歴史館等で展示を行い、その際は目録も公開するのがよいと思います。
- 《事務局》 出版はする予定ですが、追加分の指定を行い、全体のものを目録も併せて出したいです。
- 《委員》 現在のものを出版しても良い気がしますが、近ければ全部揃ってからの方がよいと思います。
- 《委員》 文化財に指定した場合に今後どのように活用するかを、概要の最後のところに一言付け加えるのが今の時代だと思います。これまでは指定して保存すればよかったが、今後は公開を促進することを考えたい等を付け加えることが大事になってきていると思います。

《委 員》 目録については、今後追加分で修正がある可能性があるので冊子にして刊行するのは全部終わってからがよいと思います。ただ、今ご指摘があったように活用も重要であると思うので、この資料自体はお寺が持っているのも所有はお寺になると思いますが、今まで指定してきた様々な文書等の資料をどう公開していくのかを考える必要があるし、目録を刊行しても、その目録を見て資料を見たいという要望が出てくると思うので、区としてそれにどう対応していくのかというのは、古文書に限らず常々課題の一つと思っています。活用という意味で、資料公開をふるさと歴史館と協議して体制をつくっていただきたいと思います。

《会 長》 ありがとうございます。指定した後の活用も大事なので、是非検討していただきたいです。

IV 報告事項について

事務局が資料第4号に基づき、国登録有形文化財への登録の説明を行った

《会 長》 それでは何かご質問・ご意見等はございますか。

《委 員》 国登録有形文化財に新規登録されたこの2件は、文京区では指定になさっているのですか。

《事務局》 区の指定にはなっておりません。

《委 員》 急に国の登録になるものなのですか。

《事務局》 登録の場合には所有者の方から是非登録したいというお声をいただいて、ボトムアップができます。指定であるとそうはいかないのですが。今回の2件とも所有者の方から保存したいので国の登録にしたいというご要望があり、区を通して国に申請をしたところです。

《委 員》 こちらの紹介をする時に名称、員数、所在地とあるのですが、建造物の有形文化財の場合所有者は故意に伏せるものですか。

《事務局》 こちらは告示の内容を示したものになるのですが、告示には所有者の記載はございません。

《委 員》 国では所有者は明示しないのですか。登録に際してはきちんと確認していると思うのですが、告示には記載していないということですかね。

《委 員》 登録は全国で建造物が多いのですが数万点以上ございまして、縛りも指定とは少し異なるので、例えば旅館が営業を辞めてたたんでしまい、建物を壊したので登録が抹消になったような報告も時々あったりして、それを止める手段もあまりない。ただし、国の登録有形文化財の場合は銅板のプレートが所有者にあって、それを掲げたりして、登録された時には皆さん残してくださるみたいですが、残念ながら時々滅失してしまったので登録を抹消したという報告もあります。

《事務局》 申請の時は所有者の方の同意書がつかますので国にはそれはお知らせいたしますけれども、国の方からはその項目は出てこない。

《会 長》 区でも近代の建造物を指定しているものがあって、区の指定と国の登録とをどのように考えるかは難しいところがあり、国の登録が解除になって区が指定することもありうるし、逆に区の指定が解除になって国の登録になること

はあるのですか。

《事務局》 こちらはいきなり国の登録になりましたが、文京区は23区では少数派で区の登録制度をとっていません。登録されるとなるといきなり国の登録となります。区の指定制度との関係でいうと、村川家住宅の時もそうでしたが、法令上の位置付けとしては地方自治体の指定の方が国の登録より上となります。原則としては、地方自治体の指定になると国の登録は抹消となります。村川家住宅の時は国の登録でしたが区で指定してその後国の登録は抹消しました。伊勢屋質店も同様となります。

《委員》 国の登録に建物になった場合に区としてはそれを指定する価値があるかどうか検討していくという課題が出てくると思いますので、そのことを考えていく必要があると思います。

《事務局》 おっしゃるとおりです。

《委員》 自治体の中では、自治体として指定とは別に登録制度を持っているところもあり、あるいは教育委員会の文化財としての登録文化財制度ではなく、例えばまちづくり部局のようなところで近代建築を継承しようというので～区の建築百選みたいなことをするところもある。ただ、文化財としての保存のことを考えると指定が一番確実なもので、登録もそれに向けて協力していただけるという内容であると思います。

《会長》 他に何かございますか。

《委員》 元町公園に関する事項の報告です。課題になった元町公園について、みどり公園課の課長、係長、担当者の方々及び基本設計を受託している業者が現地に集まってくださって、私が一緒に見てきました。現在の検討段階は基本計画の作成中だということです。通常のプロセスですと、基本設計があり、さらに実施設計があり施工となるので数年は先になります。したがって、そのスケジュールであるならしっかりと調査をするよう申し上げました。現地を見ましたが、かなり良く残っております。残念ながら小学校との関係は、今回はっきりしなくなりましたが、非常によく残っています。ただ、後年いくつかの改変がなされているのも確かです。全体像としては、土地利用の枠組みとしては非常によく残っていますので、改変された部分を元に戻すのも十分検討できる。その辺も含めてしっかりと調査が必要であることを申し上げました。その結果、うまく進んでくれればよいと思います。意向としては、私に対しては、課長さんは整備の後文化財の指定を考えているという話なのですが、それであればこの審議会全体の意見として伝えているように、まず指定する、様々な調査を行うことを考えるというのが一番良いです。それができなければ、現時点で文化庁と少し相談して整備の方向をしっかりと確認した方がよいということを伝えました。いずれにせよ明確に調査しないと元の状態がはっきりしません。前回の資料の中にあつた図面は基本計画図みたいなもので、あのレベルでは施工はできない。課長さんには昭和59年頃一部復元的な整備をされているので、その時点でそれ以前の段階の測量図があつたはずで、それが重要であると、そういった過去のデータを

明確にたどってくださいと、恐らく写真も数多くあるはずなのでそれらも調査の中に入れて基本設計に向かって調査をすれば、しっかりとした裏付けをもった復元的な整備ができるはずという旨を伝えました。概要はそんなところですよ。

《会 長》 どういう整備の方針を立てるか、まだ基本計画の段階なのできちんとした調査に裏付けられた文化財的価値を損なわないような整備をしていただくことが、我々が望んでいるのは今までも確認しているところだと思います。

《委 員》 本質的な価値というのは何であるのかということを確認しなければなりません。当然、震災復興公園としても唯一残っているというのも極めて大きな価値であり、それがまず第一点。構成的な価値があるはずですが、この構成的な価値を明確にするためにも先程のような実測図と改変された部分については元の状態はどうであったのかということを確認にして全体構成にどういった特徴があるのかということをも明らかにしないと本質的な価値が明確にならない。それが明らかになれば、それに向けてしっかりとした復元ができるはずですよ。その過程で昭和初年の施工方法も含めて明らかになるので、それはかなり貴重なデータになり、技術的な過程を探る上でも非常に重要です。そういったことも含めてお伝えをしましたので、是非前向きに動いてもらいたいというのが私の思いですけれども、きちんと動いていない気がするのも残念ですよ。

《会 長》 現地を見ていただいた上でのコメントは非常に重いと思いますので、審議会のその他でそういったご発言があって、我々自身もそういう考え方に同意しているという旨を、是非みどり公園課にお伝えいただくことは必要ですよ、お伝えください。

こちらは今まで色んな経緯がございますので、この問題に関しては審議会としては非常に注視して重大な関心を持ちつつきちんとした対応をとっていく必要があると思います。後は文化庁や東京都とも区の教育委員会としては是非コンタクトをとっていただいて、アドバイスを受けるようお願いいたします。

《委 員》 今おっしゃったように調査していただいて、元町の復興公園がどういうものであったかというのをちゃんと理解したうえでこれから活かしていただければと思うのですが、その手続きが変にならないようにしていただくとありがたいと思います。

《会 長》 他に何かございますか。

V 閉会

《会 長》 これをもって、令和3年度第4回文化財保護審議会を閉会とします。